

ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議

令和4年2月24日、国際社会が懸命な外交努力を重ねてきたにもかかわらず、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。ロシアは軍事施設に加え、民間施設や原子力発電所までも攻撃の対象とするなど、子どもを含む民間人に多数の死傷者がでている。

この強行されたロシアの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土、そして平和に生存する権利を侵害し、ウクライナ国民に恐怖を与えるものである。これは明白な国際法並びに国連憲章違反で、決して許されるものではなく、ウクライナはもとより世界平和を脅かし、国際社会の安全、秩序を著しく損なう暴挙に他ならない。

本市は平成4年6月23日に「非核平和都市宣言」を掲げ、全ての国の恒久平和の実現を希求してきた。

よって小千谷市議会は、改めて世界の恒久平和と安寧を願い、ロシアのウクライナ侵攻を強く非難するとともに、ロシア軍の即時撤退と国際法の順守を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月18日

小千谷市議会